

ブレグジットの憲法状況への直接的影響の研究 （コモンウェルス立憲主義研究の基礎）

A Study on the Direct Impact of Brexit to the British Constitutional Situation
(Foundations for the Study of Commonwealth Constitutionalism)

佐藤 潤一 (SATO Junichi)

本研究は、科研費を受けて研究遂行中のコモンウェルス立憲主義研究について、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの状況変化を考察するにあたり、イギリス立憲主義の変化を概観する必要がある。2021年に、本研究の成果の一部を反映した論文を公表した（佐藤潤一「人権総論の再検討」『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』42号77-112頁）。

ブレグジットは、継続して進められてきたブレグジット以前のヨーロッパ人権条約の国内法化（判例を含む）に対してブレーキがかけられてしまった感は否めない。

ブレグジットに際しては、憲法状況の観点からは、とくにイギリス国内在住のEU市民の権利、そしてEU域内在住のイギリス国民の権利、さらには、イギリス国内に滞在するEU域外の外国人について、その法的地位に変動があるのか、2019年12月17日にはJoanna Dowsonによる簡潔な解説がHouse of Commons Libraryに掲載されている（How might Brexit affect human rights in the UK? *available on* <https://commonslibrary.parliament.uk/how-might-brexit-affect-human-rights-in-the-uk/>）。そこでも指摘されているように、ヨーロッパ連合離脱法（European Union (Withdrawal) Act 2018 *available on* <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents/enacted>）はヨーロッパ基本権憲章（The EU Charter of Fundamental Rights）について、イギリス法の一部ではないがEU法にすでに存在していた権利や原則それ自体は保持されたEU法（‘retained EU law’）としてイギリス国内において引き続き適用されるので問題はないと名政権で言及されていた。またこのような判断はいわゆるミラー判決においても裁判所の判断の前提となっていた（佐藤潤一「ミラー判決とBrexit—EU基本権憲章の今後と人権保障の課題」榊原秀訓南山大学教授編の『現代イギリスの司法と行政的正義—普遍性と独自性の交錯』（日本評論社、2020年）第I部第3章）。

しかし、EU基本権憲章が「EU法」である以上、ヨーロッパ人権条約（European Convention on Human Rights）の国内法化である1998年人権法（Human Rights Act 1998）と大きく異なるのが、本来EUの機関を経由してイギリス法に優位する判断が下し得ることなのであり、この点については十分な議論が深まっていないようである（EU基本権憲章成立当初におけるヨーロッパ人権条約との関係について考察した、佐藤潤一「EU改革条約」とイギリスの「憲法改革」に関する覚書『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』3号（2008年6月）も参照）。直接的には保守党がマニフェストで主張していたイギリス人権

法改正議論（「Brexit後は、政府、議会、裁判所の関係、王室特権の機能、貴族院の役割、一般の人々の司法へのアクセスなど、憲法のより広範な側面についても検討する必要がある。政府、議会、裁判所の関係、王室特権の機能、貴族院の役割、一般の人々の司法へのアクセスなどである。また、テロや組織犯罪から私たちを守るためには、治安維持活動が重要である。我々は、人権法と行政法を更新し、個人の権利と私たちの重要な活動との間で適切なバランスがとれるようにする。個人の権利、重要な国家安全保障、効果的な政府の間の適切なバランスを確保する。我々は、威圧的な国家から個人の権利を守るために司法審査が利用できるようにする一方で、別の手段で政治を行うために司法審査が悪用されたり、不必要な遅延が生じたりしないようにする。選出後最初の年、我々は、憲法・民主主義・権利委員会を設置し、これらの問題を徹底的に調査し、わが国の制度や民主主義の運営方法に対する信頼を回復するための提案を行う。」 *Forward, Together: Our Plan for a Stronger Britain and a Prosperous Future: The Conservative and Unionist Party Manifest 2017* p. 70 *available on* <https://s3-eu-west-1.amazonaws.com/2017-manifestos/Conservative+Manifesto+2017.pdf>) について注視していたが野党の反発も大きくこの点の変化はない。

もちろん新型コロナウイルスにかかわるロックダウン政策の人権保障とのかかわりについては議会内でも共有されている (*Judith Laing, The impact of Covid-19 on mental health and human rights*(published Friday, 28 May, 2021) *available on* <https://commonslibrary.parliament.uk/the-impact-of-covid-19-on-mental-health-and-human-rights/>)。こういった状況について、Covid-19にかかわる状況変化を踏まえ、またミラー判決のその後についてもさらに研究を進めたい。